

令和3年度（2021年度）第5回教育委員会（8月定例会）議事録

- 1 日時 令和3年（2021年）8月3日（火）
午前9時30分から午前11時30分まで
- 2 場所 教育委員会室（県庁行政棟新館7階）
- 3 出席者 教育長 古閑 陽一
委員 木之内 均
委員 吉井 恵璃子
委員 田浦 かおり
委員 田口 浩継
委員 西山 忠彦
- 4 議事等
 - (1) 議案
 - 議案第1号 熊本県教育委員会の点検及び評価について
 - 議案第2号 文書への押印の見直しに伴う特別支援学校学則等の改正について
 - 議案第3号 熊本県立高等学校学則第13条関係の改正について
 - 議案第4号 熊本県立中学校学則第17条関係の改正について
 - 議案第5号 熊本県立特別支援学校学則第13条関係の改正について
 - 議案第6号 スクール・ミッション（素案）の一部策定について
 - 議案第7号 令和4年度（2022年度）県立高等学校生徒募集定員及び学科改編について
 - 議案第8号 熊本県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について
 - 議案第9号 県立中学校における令和4年度（2022年度）使用教科用図書の採択替えの検討について
 - 議案第10号 県立特別支援学校小中学部における令和4年度（2022年度）使用教科用図書の採択について
 - 議案第11号 熊本県スポーツ推進審議会委員の任命及び解職について
 - (2) 報告
 - 報告（1） 熊本県の公立学校における働き方改革推進プランの検証（令和2年度対象）について
- 5 会議の概要
 - (1) 開会（9:30）

教育長が開会を宣言した。
新型コロナウイルス感染症拡大に関する報告を行った。
 - (2) 会議の公開・非公開の決定
教育長の発議により、議案第11号は人事案件のため非公開とした。
 - (3) 議事日程の決定
教育長の発議により議案第1号から議案第10号、報告（1）を公開で審議し、非公開で議案第11号を審議した。

(4) 議事

○議案第1号 「熊本県教育委員会の点検及び評価について」

教育政策課長

教育政策課です。議案第1号「熊本県教育委員会の点検及び評価報告書」について御説明します。

提案理由ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成するとされていることから、御審議をお願いするものです。

本報告書案については、去る7月6日の定例教育委員会において、一度御審議いただいたものです。その後、7月21日に開催した第5回第3期熊本県教育振興基本計画検討・推進委員会において、外部の有識者から御意見をいただきましたので、本日は、当該御意見等について御説明します。

お手元の資料、「59ページ」と記載のある資料を御覧ください。点検及び評価について、外部の有識者からいただいた御意見をまとめています。いずれも、「第2部 教育プランに関連する教育政策の実施状況の個別事項」についての御意見です。

まず、【取組1 家庭の教育力の向上】についてです。「家庭教育支援の『親の学び』オンデマンド講座に係るチラシについて、有効的な活用を工夫していただきたい。」との御意見をいただきました。

次に、【取組5 いじめへの対応】【取組6 不登校への対応】についてです。「スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の一層の連携が必要とあるが、来年度から成人年齢が引下げとなるため、児童福祉法の対象でない年齢になったときの支援を検討していただきたい。」また、「専門家が関わることを保護者にも周知していかなければ、指標の目標達成は不可能。専門家が関わった中で、どれくらい解決できたのかも考えていく必要がある。問題解決が難しいケースが増えているため、今の体制で問題ないのかに重点を置き、ネットワークをつなげていくといった工夫が必要。」との御意見をいただきました。

次に、【取組16 外国語教育、国際教育の充実】についてです。「海外の学校との取組について、提携先を探し、生徒が興味を持つようなことを進めてほしい。」との御意見をいただきました。

最後に、【取組25 学校における働き方改革の推進】についてです。「先生たちが授業や児童生徒の指導に専念できるように環境を整えてもらいたい。それにより教員志望者も増えると思う。」との御意見をいただきました。

以上の御意見を踏まえて、事務局として以下のとおり総括しました。

「第1部 熊本県教育委員会の活動状況」については、「定例・臨時の会議開催、学校訪問等による学校現場の現状把握、関係機関との意見交換などによる連携強化や、広報活動の充実など、引き続き積極的な活動に努めていく。」とまとめています。

また、「第2部 「第3期くまもと『夢への架け橋』教育プラン」に関連する教育施策の実施状況」については、「15指標のうち、5指標が改善した。悪化した3指標については、引き続き課題への対応を進める。今回の点検・評価を通じて把握した課題や検討・推進委員会の意見を踏まえて、引き続き、取組を強化する。」とまとめています。

以上の事項について、追加し、報告書にしたいと考えています。

ここで1点補足です。7月6日の教育委員会では、改善した指標は5つではなく、4つと説明していましたが、その後、生徒の学力が向上した割合の高等学校分について新たに速報値が出まして、策定時の52.9%から55.1%に上昇したことが判明したことから、今回4指標から5指標に修正しています。

最後に、今後の予定ですが、9月県議会に報告することを予定しています。説明は以上です。御審議をよろしくお願いします。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

田口委員

取組5, 6に関連するところで、来年度から成人年齢が引き下げられる、その関連の支援を検討すべきという御指摘ですが、割と早急に対応すべき事項かと思いますが、現在どのように考えておられるのか教えてください。

学校安全・安心推進課長

学校安全・安心推進課です。現在も県の精神保健福祉センターや女性センター、自立支援センターとの連携等も行っていきますので、これをなお強固にしていくと考えています。

教育長

それでは、この件については原案どおり可決してよろしいですか。

(委員了承)

教育長

ありがとうございました。

○議案第2号 「文書への押印の見直しに伴う特別支援学校学則等の改正について」

教育政策課長

教育政策課です。議案第2号「文書への押印の見直しに伴う特別支援学校学則等の改正について」御説明します。

資料の1ページを御覧ください。提案理由ですが、文書への押印の見直しに伴い、公印承認及び押印に係る事務の簡素化を図るため、関係規定を整備する必要があるためです。

ここで、これまでの経緯を申し上げますと、県ではこれまで、デジタル化の流れの中で、書面主義や押印原則といった慣行の見直しを進めてきており、今回の改正もその一環として取り組むものです。

昨年度は、申請や届出といった、住民や事業者を押印を求める手続を見直し、押印の廃止等を行いました。今年度は、教育委員会から発出する文書等における「公印の押印」に係る事務を見直し、公印省略のできる文書の範囲を拡げることとしています。これを踏まえ、今回、規則の改正を提案したところです。

資料の2ページをお願いします。今回改正を予定している規則は、全部で4つありますが、いずれも同趣旨の改正ですので、代表して、2ページの特別支援学校学則の改正により御説明します。

資料2ページ「2」の「制定の必要性」ですが、これは提案理由で申し上げたとおり、公印承認及び押印に係る事務の簡素化を図るためです。

次に「3」の「内容」ですが、(1)にありますように、文書の様式中、公印の押印に係る記載を削除するものです。

なお、今回の特別支援学校学則の改正では、3(2)にありますように、押印

の見直し以外の理由による改正も含まれています。こちらについては、別途第5号議案で御説明します。

次に、規則の施行日ですが、3(4)のとおり、公布の日からとしています。

改正の概要は以上ですが、最後に1点訂正があります。資料33ページを御覧ください。「1」の「規則の名称」について、“県立高等学校再編整備に伴う・・・”としていますが、正しくは“熊本県立高等学校再編整備に伴う・・・”ということで、冒頭に「熊本」の文言が漏れていました。大変失礼しました。

説明については以上です。御審議をよろしく申し上げます。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

教育長

よろしいですか。

それでは、この件については原案どおり可決してよろしいですか。

(委員了承)

教育長

ありがとうございました。

- 議案第3号 「熊本県立高等学校学則第13条関係の改正について」
- 議案第4号 「熊本県立中学校学則第17条関係の改正について」
- 議案第5号 「熊本県立特別支援学校学則第13条関係の改正について」

高校教育課長

高校教育課です。本日は、議案第3、4、5号「熊本県立高等学校学則第13条、熊本県立中学校学則第17条及び熊本県立特別支援学校学則第13条の改正」に関して御説明します。

提案理由は、受検生のプライバシーに配慮し、第2号様式の入学願の記載事項を手続上必要なもののみとするため、関係規定を整備する必要があるからです。

まず、議案第3号「熊本県立高等学校学則第13条の改正」について御説明します。

資料2ページの「規則案の概要」の3の内容の欄を御覧ください。受検生のプライバシーに配慮し、熊本県立高等学校の通学区域を示すために必要な保護者の生活の本拠については、番地等以外の部分までの記入とします。また、例年中学校等の校長に通知していた、事情がある受検生については、保護者欄の記入を求めないことについて、入学願にも明記しました。

6、7ページを御覧ください。第2号様式の入学願と第3号様式の誓約書の新旧対照表になります。6ページは第2号様式の入学願の新旧対照表です。右側の下段の欄にある「記入上の注意」を御覧ください。4に、先ほど御説明しました内容を明記しています。

また、今回の改正に合わせて、第2号様式の入学願と第3号様式の誓約書の文言の整理を行っています。

以上が議案第3号「熊本県立高等学校学則第13条の改正」についてです。

続きまして、議案第4号「熊本県立中学校学則第17条の改正」について御説明します。

資料2ページの「規則案の概要」の3の内容の欄を御覧ください。先ほどの高等学校と同様に、受検生のプライバシーに配慮し、県立中学校の通学区域が県下

全域であるため、保護者の生活の本拠は都道府県名のための記入とします。また、例年小学校等の校長に通知していた、事情がある受検生については保護者欄の記入を求めないことについて、入学願にも明記しました。

6、7ページを御覧ください。6ページは第2号様式の入学願の新旧対照表です。右側の下段の欄外に文言の整理を含め、先ほど御説明しました内容を明記しています。

また、今回の改正に合わせて、第2号様式の入学願と第3号様式の誓約書の文言の整理を行っています。

以上が議案第4号「熊本県立中学校学則第17条の改正」についてです。

続きまして、議案第5号「熊本県立特別支援学校学則第13条の改正」について御説明します。

資料2ページの「規則案の概要」の3の(2)を御覧ください。通学区域が先ほどの県立中学校と同様に県下全域のため、県立中学校と同様の改正となっています。

資料12ページを御覧ください。右側の下段の欄にある「記入上の注意」には、先ほど御説明した内容を明記しています。

また、資料13ページでは、第8号様式の誓約書の一部文言の整理を行っています。

以上が議案第5号「熊本県立特別支援学校学則第13条の改正」についてです。

また、これらの規則の施行日は、公布の日としています。

説明は以上です。御審議をよろしくお願いします。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

教育長

よろしいですか。

要は、必要最低限の情報だけを記載していただくという趣旨で改正することですね。

高校教育課長

はい。

教育長

では、この件については原案どおり可決してよろしいですか。

(委員了承)

教育長

ありがとうございました。

○議案第6号 「スクール・ミッション（素案）の一部策定について」

○議案第7号 「令和4年度（2022年度）県立高等学校生徒募集定員及び学科改編について」

○議案第8号 「熊本県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について」

高校教育課長

高校教育課です。まず、議案第6号「スクール・ミッション（素案）の一部策定について」御説明します。

昨年12月に策定に関して各校の校長と意見交換を行い、3月の策定資料の作成に係る説明会を経て、4月にスクール・ミッションの策定資料を各校より御提出いただき、その資料を基に高校教育課でスクール・ミッション（素案）を作成しました。

素案策定にあたり、教育長と全ての県立高校の校長との意見交換も行わせていただきました。

また、外部有識者を始め、県教育委員の皆様、県立校長会にも御意見をいただきました。各校でも、学校運営協議会等で御協議いただくとともに、地元自治体とも連携を図り、様々な方面から御意見をいただいたところです。

お手元の資料2ページを御覧ください。関係各位の皆様からお伺いした御意見を基に、「スクール・ミッションに対する基本的な考え方の整理」としてまとめさせていただきました。

1の策定のねらいについては、社会的役割、目指す高校像を再定義するものであり、特にこれから取り組む特色化や魅力化の方向性を示すことをねらいとしています。

2の期間、3の対象・ターゲット、4の表現については、表記のとおりです。

5の記載内容については、(1)の①から④の項目を基本とし、(2)では、特に特色・強みの方向性をどのような形で示していくかということをも明記しています。また、(3)の国及び県の指定事業についても、今後の学びの方向性に関連が深い事業は、明記しています。

6の今後の情報発信については、パンフレットやホームページ等で発信していきたいと考えています。

以上が基本的な考え方の整理になります。

今回は、令和4年度の学科改編等を検討しています、鹿本高校と菊池高校の2校について、他の学校に先んじて御審議いただきたいと思えます。

次のページ、鹿本高校のスクール・ミッション（素案）を御覧ください。

4段落で構成していますが、先ほど説明させていただきました第1段落では、学校の理念や設置学科を記載しています。第2段落では、学校でどのような人材を育成することが求められているかといった点を記載しています。第3段落では、どのような教育を目指すかということに記載しています。第4段落では、特色や強みを魅力ある教育としてどのように展開していくかということに記載しています。

以上のような構成でスクール・ミッション（素案）を菊池高校についても同様に作成しています。資料は4ページになります。

なお、以前の説明では、8月中を目途に公表としていましたが、残りの分校を含めた48校分については、9月に素案を御審議いただき、その後公表するとともに、各学校と再度意見交換を進め、各校の策定するスクール・ポリシーとともに今年度末までに策定・公表したいと考えています。

議案第6号については以上です。

続いて、議案第7号及び議案第8号は、いずれも令和4年度県立高等学校生徒募集定員に関する議案ですので、一括して御説明します。

お手元の資料1ページを御覧ください。議案第7号「令和4年度（2022年度）県立高等学校生徒募集定員について」御説明します。

県立高等学校の募集定員については、熊本県立高等学校学則第4条第2項の規定に基づき、県教育委員会で定める必要があるため、御提案するものです。

次のページ（別紙1）の「学科改編（学級減）の概要」を御覧ください。令和4年度の学科改編（学級減）の対象となる学校は、先ほどスクール・ミッション（素案）の策定についての御審議において御説明しました、菊池高校と鹿本高校の2校となります。

まず、菊池高校では、普通科4学級を1学級減じ、普通科未来探究コース1学級及び普通科地域探究コース2学級に改編します。

具体的には、資料2（1）の2段落にありますように、普通科を教科横断的・総合的に問題を解決することのできる人材の育成を目指して、科学的手法に基づいた探究的な学びに取り組む「未来探究コース」1学級と、地域の行政及び商工会・企業等と連携を図りながら、体験的・実践的な学びに取り組む「地域探究コース」2学級に改編します。

次に、鹿本高校では、令和3年度から国のSSH事業の指定を受け、全学科において、地域の大学や研究機関、企業等と連携した様々な探究活動やSTEAM教育に取り組むこととしています。今後は、地域や社会が抱える課題を自ら考え、持続可能な社会の実現を目指し、新しい時代を切り拓いていくイノベーターやグローバルリーダーを育成していくこととし、普通科5学級を1学級減じます。

次のページ（別紙2）を御覧ください。以上により、令和4年度の全日制高等学校の生徒募集定員は、本年度と比べ2学級・80人を減じ、11,160人とすることを予定しています。

なお、令和4年度の定時制高等学校及び高等学校専攻科の生徒募集定員は、本年度同様、それぞれ440人、10人とすることを予定しています。

また、令和4年度県立高等学校生徒募集定員について御決定いただいた後は、例年どおり9月の私立高校及び熊本市立高校の募集定員公表に合わせて、県立高校についても、高校ごとの生徒募集定員を報道機関に提供させていただきたいと考えています。

併せて、議案第8号「熊本県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について」御説明します。

お手元の資料1ページを御覧ください。

提案理由は、熊本県立菊池高等学校に普通科のコースを新設することに伴い、関係規定を整備するものです。

2ページ「規則案の概要」の「3 内容」の欄を御覧ください。改正内容は、熊本県立菊池高等学校に新設する普通科コースの通学区域を県下全域とするものです。

最後に本規則の施行日は、令和4年4月1日ですが、改正前の菊池高校の普通科の通学区域については、経過措置として、令和6年3月31日までの間、存続することとしています。

説明は以上です。御審議をよろしく申し上げます。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

吉井委員

丁寧な御説明ありがとうございました。今、伺ったお話の中で気になったことは、議案第6号2ページの今後の情報発信についてです。多くの学校が、非常に努力をして様々な特徴を出されているところですが、どんなに魅力があっても人が見なければ、それは魅力にはならないと申し上げて、この6番の情報発信の項目が設けてあるのだと思います。

パンフレットとホームページは、興味があるという人は手に取って眺めたり、ホームページを開いたりするかもしれませんが、特にこの学校に行きたいと思わない人は、決して手に取ることもないしホームページを見ることもない気がします。そのように手を煩わせることなく、もっと広く、もっと簡単に誰でも見られるような工夫が必要ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

高校教育課長

高校教育課です。まず、パンフレットですが、50校分全て掲載したものを、全ての県内中学校に配付するようにしています。それにより、見たくなくても県立高校50校分のパンフレットは生徒に届くような形で周知していきたいと思っています。それからホームページについても、中学生がこの後、三者面談を経て進路を具体的に決めていく中で、例えば高校で学びたい、工業系や情報技術という検索キーワードを入れてもらおうと、そこに関連する県立高校の学科等が全て紹介されるようなホームページも準備しているところです。委員御指摘の労さずとも情報が入ってくるような手立てについては、再度、新たな手立てができるかどうか含めて検討していきたいと思えます。

木之内委員

今の件に関連してですが、現状として、例えば市町村の広報誌みたいなものに掲載してもらおうということは、実際やっつけらっしゃるのですか。

高校教育課長

高校教育課です。市町村単位の広報誌に関しては、各県立学校がすでに欄を設けて、高校だよりという形でスペースをいただいていますし、広報誌に併せて各学校のパンフレット等も、各世帯全てに配れるように各県立学校で取り組んでいます。

木之内委員

広報誌等は割と身近で見ようとするので、取り入れてもらったらと思えます。

吉井委員

新聞を読んでいますと、県からの便りというものが入っていますよね。例えば県からの便りを1回増やして、全部の高校のスクール・ミッションを入れていただくことはできないのでしょうか。おそらく県からの便りは、どこの家庭にも配布されますよね。もちろん子どもがいなくても配布されたりするのですけれども、あれはおそらく見たくなくても誰でも見ますよね。そういうことはできないのかと思いました。

高校教育課長

高校教育課です。新聞の紙面を使うには、費用も多くかかると聞いています。そういうことが実際に可能かどうかを含めて、知事部局等が知事からの便りという形で対応していますので、どこまでできるか分かりませんが、いろいろと情報を集めて、いただいた御意見を踏まえ、幅広く周知ができるよう検討していきたいと思えます。

吉井委員

よろしくをお願いします。

田口委員

スクール・ミッションの策定については、お話のように社会的役割、あるいは目指す高校像を明確にするということで、五者のベクトルがあって、その地域の活性化に向かっていくのだと、あるいは生徒の教育に向かっていくのだということで大変良いことだと思えます。そんな中、今まで拝見する中で、学力あるいは

スキルアップというのは、結構出てきているのですが、人間力向上や主体性、プレゼンテーション能力の向上等、そういうものもミッションとして、あるいは高校の活動として入りながら、主体的な生徒が育っていくような高校像も目指していただければありがたいと思ったところです。

もう一点、菊池高校の未来探究コースと地域探究コースというのは、非常に良いことだと思うのですが、具体的な部分として、特に未来探究コースは、最初から結構難しいのではないかとも思っていました。特に今、ヘリテージとコンテンツの融合ということが地域でいろいろと検討されている中で、地域探究と未来探究というのは、同じところでやりながら進めていった方がいいというのが個人的な思いです。そういうところで実績を積みながら、将来、2つに分かれていくということもいいかと思います。地域探究コースは非常にイメージが湧くのですが、未来探究コースというのが、もう少し具体的にどんなことを考えられているのか教えていただければと思います。

高校教育課長

高校教育課です。まず一点目のスクール・ミッションに関して、人間性やプレゼン能力というものの御意見もいただいています。ちなみに、鹿本高校のスクール・ミッションでいうと、そういう部分は、3段落目の末尾になりますが、変化が激しい時代をしなやかに生き抜く力を育む教育という文言の中に盛り込んでいるところです。ただ、スクール・ミッションが理念重視という国の定義等もありまして、あまりそこまで細かく謳い込んでいないというところは実情としてあります。それを踏まえて、各学校がこの後、連動した形でスクール・ポリシーを策定しますので、その段階で各学校がその部分については細かく、今後記載をしていく予定です。

二点目の菊池高校の未来探究コースについて少し補足をさせていただきます。未来探究コースは元来、菊池高校に入られた生徒で、いわゆる難関大学等を目指す、特進クラスを想定する形で、最初の募集段階から、探究的な学びを普通科の専門的コースとしてベースに置きながら、さらにその探究手法をより科学的に、そして大学等での研究につながるようなものを意識して未来探究コースで分けているという趣旨です。

田口委員

よく分かりました。それは受検される生徒にはきちんと分かるような説明になっているわけですね。ありがとうございました。

教育長

では、この件については原案どおり可決してよろしいですか。

(委員了承)

教育長

ありがとうございました。

○議案第9号 「県立中学校における令和4年度（2022年度）使用教科用図書の採択替えの検討について」

高校教育課長

高校教育課です。最初に教科用図書の採択替えの検討を行う経緯について説明します。

A3版横置き「教科用図書選定資料」の表紙を御覧ください。義務教育諸学校において使用する教科書は、同じものを原則4年使用するため、令和3年度に

においては、令和2年度と同一の教科書を採択しなければなりません。しかし、自由社の「新しい歴史教科書」が新たに発行されることとなったことから、社会（歴史的分野）については、採択替えを行うことも可能です。

採択替えを行うことができるのは、新たに発行されることとなった教科書の種目のみで、採択替えを行うか否かは、採択権者の判断になります。

したがって、今回、採択替えの検討を行っていただくこととなります。

次に、「義務教育諸学校用教科書採択の仕組み」について、画面で御説明します。県立中学校は、赤丸で囲まれた部分の流れに沿って進めています。

6月15日に第1回教科書選定委員会を開催しました。教科書選定委員会は、各県立中学校長、副校長、保護者代表、高校教育課審議員、主幹で構成されています。その後、教科書調査研究委員会を開き、調査研究の結果を取りまとめました。教科書調査研究委員会は、各県立中学校の副校長、教科担当教諭で構成されています。

その後、7月15日に第2回教科書選定委員会を開催し、教科書の選定について整理を行いました。本日の教育委員会での採択替えの御審議は、「都道府県教育委員会」での教科書採択の位置づけになります。

なお、県立中学校においては、昨年度の教科書採択において、教科指導研究等を共同で行っていくために、3校同じ教科書を採択しています。今回も、県立中学校3校で対応を合わせることにしたいと思います。

次に、資料について御説明します。資料としてA3判横置き「選定資料」とA4判の「選定委員会の意見」を配付しています。昨年度と同じ観点で比べるために、東京書籍の内容は昨年と同じものになります。なお、資料については他の採択地区の教科書採択への影響等を考慮して、関係者のみの配付としています。

それでは、資料の見方について御説明します。

まず、A3判横置き資料について御説明します。この資料は、3校で各自に実施した調査研究に基づき、協議を通して、調査研究委員会としての各教科・種目の調査研究の結果をまとめたものです。

1 ページを御覧ください。教科名と、学習指導要領に示されたその教科の目標が記されています。

2 ページを御覧ください。表の左側は、「調査の観点」及び「調査の結果」を掲載しています。こちらは、先ほどの画面「教科用図書選定審議会」の調査を基に作成されたものです。

資料の右側には、表の左側の観点を基に、教科の目標に照らし合わせ、県立中学校の教育活動に寄与することができる教科書としての観点から、画面の円の中にある調査研究委員が教科書の調査研究を行った結果を記載しています。

なお、★で始まる項目は、学習活動において生徒がICTを活用できる工夫がなされているかという観点についての項目です。

調査研究の結果を一番右側の欄に、各観点別に◎、○、△の記号で評価を行いました。◎は県立中学校で使用する教科書として大変適しているもの、○は県立中学校で使用する教科書として適しているもの、△は一般的なものとなります。

さらに、その教科書の、県立中学校の教育活動に寄与することができる教科書としての観点から全体的な評価を「総合評価」として、資料右側の一番上に、文章で明記しています。

次に、A4判の「選定委員会の意見」を御覧ください。資料上半分には昨年度採択された東京書籍と今年度調査研究を行った自由社の教科書についての総合評

価を、下半分には、特に工夫がなされていた点について、その説明をそれぞれ記載しています。説明の際に、A3横置き資料も併せて御覧いただきます。

それでは、詳細の説明を県立中学校に係る教科書選定委員会から説明します。

高校教育課審議員

教科書選定委員会から御説明します。A3横置き「教科用図書選定資料」の2ページをお願いします。

まず、昨年度採択された東京書籍です。資料右上にあります、教科書の総合評価を御報告します。

各時代を章立てし、導入に資料や課題を明示し、探究のステップとして節の学習課題も設定されている。時代を大きくとらえやすい構成であるとともに、主体的に学習できる工夫がなされている。また、「みんなでチャレンジ」、章末の「まとめの活動」では、対話的で深い学びを促すことができる。

次に資料右側に各観点の評価が記載されています。調査の観点(1)が◎、(2)①が◎、(2)②が◎、(2)③が◎、(3)が◎、(4)が○、(5)が◎、(6)が◎、(7)が◎、(8)が○、以上◎が8つ、○が2つです。

次に、今年度調査研究を行った自由社です。4ページになります。資料右上にあります、教科書の総合評価を御報告します。

章のはじめは、資料等を提示し、「予告編」でおおまかな流れを把握した上で、学ぶことができる。本文を補足する形でキャラクターの吹き出しやコラムが挿入され、学びのヒントになっている。章末は一問一答形式や年表で復習したり、「ひとこと作文」等で考えたりできるようになっている。

次に資料右側に各観点の評価が記載されています。調査の観点(1)が○、(2)①が○、(2)②が○、(2)③が○、(3)が○、(4)が◎、(5)が○、(6)が○、(7)が◎、(8)が◎、以上◎が3つ、○が7つです。

次に、調査研究委員会で特に工夫されているとされた点について説明します。

A4資料「選定委員会の意見」を御覧ください。上半分は、先ほど御報告した総合評価です。下半分を御覧ください。

まず、昨年度7者の教科書の中から、特に工夫されているとされ、採択された東京書籍について説明します。

東京書籍1ポツ目を御覧ください。東京書籍は、思考ツールを用いて活動を行う点が特徴の一つです。146ページを御覧ください。下半分に「ピラミッドストラクチャ」という思考ツールが紹介されています。他の章でも60ページには「くらげチャート」、204ページには「ウェビング」といった、多様な思考ツールを用いて県立中生徒自らが主体的な学習を進められるようになっています。

さらに、東京書籍については、各章の最後のまとめが、県立中生徒の学びに適していると考えられます。

144ページの年表を御覧ください。世界の歴史を背景にして、我が国の歴史を整理することができる年表を活用して知識をまとめます。次に、145ページでは探究のステップを踏みながらこの章の探究課題を解決します。さらに、146ページに進むと、この時代で最も活躍した身分はどれか、理由や根拠をもとに生徒それぞれの立場から多角的に考察することでこの時代の特色をまとめます。

このように、教科での学習に限らず、将来、社会のリーダーとして活躍する際に生かすことができるツールを手に入れながら、多面的・多角的なものの見方、歴史的な見方・考え方を身に付ける工夫がなされています。

東京書籍3ポツ目と4つめの★印を御覧ください。まず、スキル・アップにつ

いて御説明します。14ページを御覧ください。「身近な地域の歴史」というテーマで、調査の手順の流れに沿って、主体的に調べ学習が進められるような構成になっています。その中で、15ページには、「集める」スキルとして、書籍やインターネットで調べる方法が紹介してあります。また、ここにはDマークがあります。このマークがあるところでは、「ICTを活用した学習」を行うことができます。ICTを活用した外部とのリンクも示されている等、生徒がここで学んだ内容を活用し、広い視野で物事を考え、実社会での実践につなげることができるようになっていきます。

次に、自由社について説明します。東京書籍と同様に、まず、まとめの活動について説明します。

146ページを御覧ください。ここでは一問一答に取り組んだり、147ページではひとこと作文に取り組んだり、また、148ページでは対話を読む等して、まとめの活動に取り組むようになっていきます。また、これらに加えて、興味関心を高める工夫がなされているコラムについて説明します。

自由社1ポツ目を御覧ください。コラム「もっと知りたい」について、例えば142ページを御覧ください。ここでは、エコロジー都市江戸が紹介されています。このように、本文の内容を発展的に学ぶような、興味深い読み物や資料が数多く掲載されています。

自由社2ポツ目を御覧ください。「人物コラムクローズアップ」については、例えば141ページには二宮尊徳と勤勉の精神、204ページに日本の実業家の伝統をつくった渋沢栄一等他にも多くの人物を取り上げ、勤労観・職業観・公共の精神・郷土愛等を育むような内容になっています。

以上の内容を踏まえ、選定委員会としては、学習指導要領に示されている主体的・対話的で深い学びの実現という観点等から総合的に考えますと東京書籍の方が優れているという意見の方が多く出ました。

報告は以上です。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

西山委員

今の説明に異議はありませんが、デジタルとの連携が薄いと思います。東京書籍の教科書で、Dマークの掲示は何ページにありますか。

高校教育課審議員

5ページの下の方に、Dマークが掲示されているページ一覧が示されています。時期や年代の表し方は8ページ、歴史の学習に役立つリンク集は15ページ等、計10ページにわたって掲載されています。

西山委員

これがあるだけでも進歩したと思いますが、Dマークの付いたページにQRコードがあると面白いと思っています。

教育長

他に何かありますか。

吉井委員

丁寧な説明と丁寧な調査ありがとうございました。このまま、東京書籍が良いと思います。

教育長

他に何かありますか。

では、「東京書籍」の教科書の意見が多いようですので、採択替えを行わないということによろしいでしょうか。

(委員了承)

教育長

ありがとうございました。

○議案第10号 「県立特別支援学校小中学部における令和4年度（2022年度）使用教科用図書の採択について」

特別支援教育課長

特別支援教育課です。議案第10号「県立特別支援学校小・中学部における令和4年度（2022年度）使用教科用図書の採択について」御説明します。

提案理由は、県立学校における教科用図書採択の基本方針に基づき、教育委員会において使用する教科用図書を審議し、採択いただく必要があるためです。

本日御検討いただきたいことは2点です。

1点目は、先ほどの県立中学校と同様、県立特別支援学校中学部においても中学校社会・歴史的分野の教科書を使用している生徒がいるため、今年度新たに発行された教科書との採択替えの可否をお諮りするものです。

2点目は、検定済教科書については、前年度と同一の教科書を採択しなければならないこととされていますが、特別支援学校においては、検定済教科書や後ほど御説明する特別支援学校用の教科書以外の教科書、いわゆる一般図書を使用する児童生徒が多くおり、その場合、児童生徒の障がいの種類・程度、能力、特性に最もふさわしい内容の図書を毎年選定することとされています。今回、その案についてお諮りするものです。

まず、特別支援学校では、どんな教科書を使っているか簡単に御説明します。

表紙をめくっていただき、「資料1」を御覧ください。特別支援学校においては3種類の教科書を使用しています。

①の「文部科学省検定済教科書」は小中学校で主に使用されている教科書です。

②の「文部科学省著作教科書」は文部科学省が著作の名義を有する特別支援学校用の教科書です。お手元のピンク色の紙で表示している教科書を御覧ください。著作教科書の見本本ですが、「視覚障がい者用」「聴覚障がい者用」「知的障がい者用」の3種類があります。

「知的障がい者用」を取り上げて御説明します。通称☆本と呼ばれています。国語、算数・数学、音楽がありまして、それぞれ☆1～☆5の5段階で学習内容が構成されており、一人一人の学習の実態に合わせて使用します。☆1～3が小学部段階、☆4、☆5が中学部段階です。見本でお配りしていますが、小学部算数の3段階に該当する教科書になります。

③の「一般図書」は、①検定済教科書、②著作教科書が児童生徒の実態に合わない場合に使用することが可能とされています。お手元にある、「一般図書」と表示されている教科書を御覧ください。特別支援学校で実際に使用している教科書の例です。なお、一般図書には、特別支援学校用教科書目録に登載されていない教科の点字本、拡大教科書、絵本等が含まれます。

次に、「資料2」を御覧ください。県立特別支援学校小・中学部における教科用図書採択について御説明します。

2「選定～採択までの流れ」を御覧ください。冒頭、御説明しましたように、検定済教科書については、原則として昨年度に採択した同一の教科書を採択する

となっていますが、特別支援学校でも黒背景の①検定済教科書を使用している生徒が在籍する学校においては、資料中段の合同教科書選定委員会において、新たに発行された中学校社会自由社の教科書について調査研究を行っています。

資料3を御覧ください。これは、昨年度採択され使用している東京書籍及び今回の自由社との調査研究を行った概要をまとめたものです。

中学校社会科の目標並びに、県立特別支援学校の教育目標を達成する上で適切な教科用図書としての観点から調査研究を行いました。

その結果、東京書籍について、『章末に、学習内容を振り返り、自分の考えをまとめたり、他者と意見交換したりできる「まとめの学習」が設けられていて、主体的・対話的な学びを促すことができる。また、章のはじめに、章全体を通した「探究課題」が設けられていて、「見方・考え方」を働かせた課題解決的な学習といったより深い学びの展開が期待できる。』との総合評価となりました。

以上から、教科書採択委員会としては、学習指導要領に示される主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業改善に生かすことができるという観点等から東京書籍の教科書が優れているという意見が多く出されたところです。

次に、教科用図書採択案について御説明します。資料4の1ページを御覧ください。1ページには検定済教科書及び著作教科書を使用する学校と、教科書の種類数、また、2ページには一般図書を使用する学校と種類数についてお示ししています。

まず、検定済教科書について御説明します。見開いて、3ページから15ページには検定済教科書を選定した7校それぞれが選定した教科書を記載しています。こちらは、前年度の採択した同一の検定済教科書が、先ほど御説明した中学校社会（歴史的分野）の教科書を含め記載されています。

それでは、再度1ページにお戻りください。次は、著作教科書について御説明します。こちらの17校が著作教科書を選定してしまして、こちらについては16ページから34ページに各学校の採択案を掲載しています。

まず、17ページを御覧ください。盲学校が選定した著作教科書の1番から34番までが点字教科書です。これらは文部科学省が検定済教科書の中から点字用にと選定した発行者の検定済教科書を点字翻訳したものです。

続いて、20ページを御覧ください。こちらは知的障がい者を主たる障がいとして教育を行う熊本支援学校が選定した知的障がい者用の著作教科書です。

その中の「さんすう」について御説明します。お手元にお配りしている見本本で、ピンク色の紙に「著作教科書」と表示されたもののうち、「さんすう☆☆☆」を御覧ください。

黄色付箋の部分、こちらには「いろいろな大きさのかど」という題材が掲載されています。ペットボトルロケットや立て板にビー玉を転がす様子がイラストで示されていて、子ども達にとって身近で考えやすく体験的に算数についての学習ができるように内容が工夫されています。

それでは再度、資料4の2ページにお戻りください。最後に、一般図書について御説明します。こちらの17校が一般図書を選定していて、35ページから100ページに各学校の採択案を掲載しています。

資料4の35ページを御覧ください。ここから最後のページまでは、各学校の採択案を掲載しています。網掛けにしている教科書については、学校が新規に選定した図書で、それ以外は昨年度から継続して選定している図書になります。

43ページを御覧ください。知的障がいのある児童生徒に対する教育を行う学

校である熊本支援学校が選定した一般図書を小学部・中学部の順に載せています。

小学部14番生活の図書について御説明します。お手元にお配りしている見本本「こどもマナーとけいご絵じてん」のピンクの付箋を付けているページを御覧ください。ここでは「学校から帰って、寝るまで」の流れを扱っていますが、特別支援学校学習指導要領小学部に示された生活科の内容の1つである「基本的生活習慣」の確立に該当する内容です。こうした生活習慣については、学校で学んだことを家庭と連携しながら繰り返し実践することで定着を図っていきます。

このように各学校では、一般図書の採択の際には、まずは文部科学省の著作教科書の使用ができないか、次に、文部科学省の検定を経た下学年用の教科書の使用ができないか、十分に考慮の上、どうしても難しい場合、児童生徒一人一人に応じた教科の目標に合う一般図書を選定しています。

説明は以上です。御審議をよろしくお願いします。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

田口委員

初めて特別支援学校で使用される教科書について聞くことができました。そこで、いくつか質問があります。

まず1点ですが、資料1にある3種類の教科書は全て無償なのでしょうか。

特別支援教育課長

はい。そうです。

田口委員

2点目ですが、お金の出どころはどこでしょうか。

特別支援教育課長

無償給与ということですので、国のお金になります。

田口委員

最後に3点目ですが、値段の制約はあるのでしょうか。

特別支援教育課長

ありません。子ども達の合う図書を選定していて、高額であっても給与が可能となっています。

吉井委員

子ども達の教育のために、たくさんの数の図書を丁寧に見ていただき、感謝します。中学校社会教科書については、御説明をお聞きして、東京書籍の教科書を引き続き使用することでよいと思います。

田浦委員

たくさんの一般図書を選定していますが、書店に足を運んでいるのでしょうか。

特別支援教育課長

新しく選定する図書で、インターネット等で調べることができないものについては、書店に行って実際に図書を手に取り、適しているかを確認するケースもあります。

教育長

他はよろしいですか。

では、この件については採択案どおり可決してよろしいですか。

(委員了承)

教育長

ありがとうございました。

○報告（１） 「熊本県の公立学校における働き方改革推進プランの検証（令和２年度対象）について」

学校人事課長

学校人事課です。報告（１）「熊本県の公立学校における働き方改革推進プランの検証（令和２年度対象）について」御説明します。

１ページを御覧ください。「１ プラン概要」については、昨年８月に策定しました働き方改革推進プランにおける整理を掲載しています。

「（３）進捗管理」の部分ですが、学校と県教育委員会で分けて整理しています。学校は、学校評価の評価項目にそれぞれの現状に合わせた具体的目標と具体的方策を設定し、全職員の共通理解を図り、アイデアを引き出しながら取組みを進めます。取組後はチェックシートによるセルフチェックを行い、チェックシートを教育委員会に提出します。また、評価を実施し、その結果を第三者である学校運営協議会、PTA総会等に報告するという流れで整理しています。

一方、県教育委員会は、上記①から⑥の６つの方針に沿って取組みを実施します。教育委員会と学校の取組みの実績及び課題を整理・検証し、今後の展開と併せて公表します。今回の報告は、この整理・検証し、今後の展開と併せて公表という部分を行うということです。

２ページ、３ページを御覧ください。昨年度１年間の時間外在校等時間（時間外勤務）の状況です。２ページが県立学校分の指標になりますが、一番下の全体の表を御覧いただきますと、月４５時間以内というのが一昨年度６３．６％を占めていたのが、昨年度７１．９％ということで、８．３％改善しています。

一方で、時間外を多くした方の状況を２列目、３列目に記載していますが、右から２列目の８０時間超のところを見ていただきますと、一昨年度が８．７％、昨年度が６．１％で若干改善しています。

３ページは小中学校における表になります。こちらでも全体的に改善していますが、割合としては少し高いという状況です。

４ページは時間外の要因、どのような業務を行っているかを集計しています。

先程「８０時間超が比較的多い」と説明しました県立高校と中学校で見ますと、県立高校では校務分掌等及び部活動指導の割合が高いという状況です。一方、中学校では教材研究等及び部活動指導の割合が高いという状況です。

５ページから１０ページは、プランで掲げた項目の「主な取組み」と「今後の取組み（方向性）」を記載しています。

５ページが、（１）勤務時間の適正管理等です。１番目は、昨年度、上限方針を策定し、引き続き方針の周知徹底を図ることを、２番目は、タイムカード等による適正管理の推進を掲げています。

６ページが、（２）教職員の意識改革です。項目ごとに整理していますが、★がついている項目は、プランで重点項目としているものです。１番目は、学校閉庁日について、従来の３日以上から４日以上に増やし浸透を図っていくことを、２番目３番目は、ノー残業デーや部活動休養日の設定拡大について周知徹底を図ることを、４番目は、学校評価の評価項目に業務改善や教職員の働き方に関する項目を設定することを記載しています。県立学校では、９７．６％の学校が設定していますが、市町村立学校についても今後さらに取組みを呼びかけていきたいと思っています。５番目６番目は、働き方改革アドバイザーの活用や好事例集を策

定したこと、今後もこれらの活用を促していくことを記載しています。

7 ページが、(3) 人材の確保・活用です。1 番目の教職員定数改善について、小学校の専科指導に対する充実を図ったこと、中学校の学級規模の適正化に向け、35 人以下学級のための定数改善を要望したこと、また、引き続き国に対し要望していくことを記載しています。2 番目の専門的人材等の活用拡充の検討では、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等各専門的人材の配置拡充を引き続き進めていくことを、4 番目は、スーパーティーチャーの更なる活用等を記載しています。

8 ページ及び9 ページが、(4) 業務の削減・効率化です。ICTを活用した情報共有・会議等のペーパーレス化・文書管理・デジタル教材の活用では、ホームページやeラーニングシステムを活用し、コンテンツを多数提供したこと、今後も学校で必要な教材コンテンツの提供に努めることを、4 番目、5 番目の部活動関係では、時間外に占める割合、依然として高いことから、指針・方針の徹底、複数顧問性の活用等を引き続き促していくことを整理しています。

9 ページになりますが、2 番目の農場管理について、負担が大きい部分について、調査・検討を行っていますが、今後も、学校の状況に応じて、土日や夏季休業の農場管理について検討していくことを、3 番目・4 番目の学校徴収金や給食費公会計化について、システム化を含め検討を進めていくことを、1 番下の課外について、オンラインを活用した学習ツール開発を進めており、今後も課外の負担軽減に向けた検討を進めること等を記載しています。

10 ページは、(5) 保護者等の理解促進、(6) 教職員の健康サポートについて記載しています。

11 ページは、プランの中で示している学校で行うチェックシートの集計結果を整理しています。比較的低い、教職員の意識改革、人材の確保・活用について、今後更なる取組みが必要と思われます。NO. 8の「ノー残業デーの設定」等は、もう少し当課でリーダーシップを発揮し徹底していきたいと考えています。

12 ページは、プランで設定している13の指標について、状況を整理しています。概ね改善傾向を示している指標が多い状況です。唯一悪化している、7 番目、(3) ボランティア等の活用については、やはり、昨年度はコロナ禍の影響もあったものと考えています。

最後13 ページは、今後の展開として、後半部分ですが、「重点取組6項目」について進めていく旨記載しています。

学校人事課からの説明は以上です。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

吉井委員

6 ページの意識改革ですが、学校閉庁日が4日しかありません。365日ある中で、学校が閉まっている日が4日しかないということになります。先生が忙しいのは分かりますが、普通では考えられないお休みの日数だと思います。受験があるからどうしても子どもの指導が必要ということで、わずか4日しか学校が閉められないという状況になるのでしょうか。

学校人事課長

学校人事課です。当然、土日、祝祭日は基本的に休みです。夏休み等に3～4日で設定してまとめて休む、保護者にも伝えるという取組みです。それを3日にした、4日にしたということです。365日の中で4日しか休まないということ

ではありません。

吉井委員

長期の休暇の中で、との認識でよろしいでしょうか。

学校人事課長

夏休み等で学校自体が閉庁しますということを保護者に知らせることを趣旨として取り組んでいるものです。

西山委員

働き方改革を進めていただいて、先生が喜んでいただけるような仕組みにしていればと思います。9ページの臨時休校期間に、オンラインを活用した学習ツールを開発したという部分ですが、WEBでの学習ツールは、この問題は全国共通ですから、全国で共有しながら作っていくべきだと思っています。宿題も生徒はeラーニングで勉強して、その結果WEBテストを受けてもらう。WEBテストはGoogleやMoodle等、自動で採点してくれるツールもありますので、こういうツールを全国で共有する、生徒は自主的に家庭で学べ、先生については働き方改革につながる。そういう部分を進めていただくと全体的に良いのではないかと思います。よろしければお願いします。

学校人事課

学校人事課です。コロナの状況もあり、各学校でいろいろなツールを使った取り組みが進んでいます。そういうものを活用しながら進めていく必要があると思います。eラーニングやWEBテストも勉強していく必要があると思っています。

田口委員

熊本大学附属の小・中学校、特別支援学校、幼稚園も働き方改革に取り組んでいますが、なかなか成果が出ず、難しいと思いました。県でも多岐に渡る、いろいろな取組みをされていることがよく理解できました。ただ、それには予算がかかるのだらうと思います。7ページの教職員の定数の改善や専門的人材の活用等、人を増やすと随分楽になることは分かりきっています。9ページの学校徴収金のあり方や給食費という先生達はしなくてもよいこと、メインのところは残すけれども、別の方をお願いしますということもお金がかかると思います。ぜひ教育予算を増やしていただいて、県全体で改革をしていただければと思います。

好事例でいくつか挙げてあると思いますが、熊本大学附属で割とうまくいったのは、行事の精選です。「伝統だから、これは毎年やる」ということを一つ見直したら随分楽になりました。3学期制を2学期制にしたら少しは楽になったというのもあります。お金をかけないで工夫してやりつつ、経済的な支援もしていただきたいという思いです。

それから、中学校の先生の超過時間の多さが気になります。部活動が大きく関係していると思いますが、中学校自体に一生懸命スポーツや文化活動に取り組む環境は維持してほしいです。地域に任せて、本人に任せてやってもやらなくてもよいとなった場合には、学力低下や不登校、子どもの荒れにもつながる要素が実は関連しています。慎重にやらないといけないのだらうと思います。これをやれば絶対解決というものではないため、いろいろなことを一生懸命やりつつ、少しずつ変わっていく、そういうことでしかないのだらうという感じを受けています。

引き続きいろいろ取組みをよろしくお願いします。

学校人事課長

学校人事課です。4点あったと思います。1点目の定数に関しては、いろいろ課題はありますが、今年度はコロナの関係でスクールサポートスタッフを非常に

多く配置しています。この部分は、小学校、中学校からは非常に助かっていると感じています。人の配置は大事かと思っておりますので、取組みをしっかりとやっていきたいと思っています。学校徴収金のシステム化については、具体的に取組みを進めていきたいと考えています。

行事の精選については、今いただいた事例等も参考にしながら取組みを進めたいと思っておりますし、県としても事例集をホームページに出して周知を図っています。全教職員へ届くメールでも事例集の一部を紹介して、広がっていくように取組みをしていますので、今後も取組みを徹底していきます。

木之内委員

認識不足かもしれませんが、一般的には普通の職員の場合は、5日間は有給休暇があります。義務付けられて休暇を取らないといけないようなものがありますが、それを教職員は4日でなく、例えば5日にして休む等の連動はどうなっていますか。5日以上は有給で休まないといけないのではないですか。

学校人事課長

ご指摘は、夏休み休暇5日間があるのではないかということかと思いますが、教職員もそれは同様にあり、同じレベルで周知をしていますし、条件としては同じです。学校閉庁日は、学校全体を閉じるのが3日、4日という話です。

木之内委員

いっそのこと5日間にして、みんな休むと一度に終わるかなと思いました。それとは別枠で学校としては、その他に4日間休んでくださいということですか。

もう1つは、西山委員が言われたITを使ってという話ですが、今思ったのは、夏休みの宿題等いろいろなものがあります。こういうのは、学校によって違いはあると思いますが、例えば教育センターで作ったものをやる等して、ある程度一律にITを使って、基礎的な部分をきちっとやり直すようにする。本当は文部科学省がやってくれたら良いと思いますが、そういうことをすると先生の準備が軽減できるような取組みは県で考えていますか。

高校教育課長

高校教育課です。ITでの基礎的な学習については、すでに県立学校のICT先行事例が入っている17校では、授業での復習内容等をグーグルクラスルーム等で生徒に配信しながら取組みを徐々に進めています。この夏に先進事例の分校含め18校を本課で収集しますので、事例をデータベース化し、さらにコンテンツ化できるものは共通化を図って、更に秋以降の他のICTが入る学校にも広めていきたいと思っています。

教育センターとの連携は、第一高校を中心とした小国高校、牛深高校、球磨中央高校が連携して取り組んでいます。取組みを深める中で、教育センターから配信をどの程度できるか、しっかり研究していきます。

木之内委員

私たちの時代は、夏休みの宿題を担当がこれをやりなさいと言っていたので、そういうのを共通化する等して、その中で労力が少しでも減っていくと、働き方改革に効果があるかと思っております。どこまで一律にできるかは色々課題があると思いますが、そういうことも検討してもらいながら、働き方改革は、よっぽど大きなところで何か仕掛けていかないと、先ほど他の委員からも出ているように、人数を増やして予算を増やして労力軽減するという事にしかない気がします。それは、私たち教育委員会としては、抜本的に工夫することで、労力を落とせるようなことを考えていかないといけないと思いました。斬新な考え方の中で、

教育のレベルを落とすのではなく、労力軽減につながるようなことをみんなで考えないといけないと思いました。

西山委員

今のお話でぜひお願いしたいのは、事例をまとめてみんなに紹介するという話です。それから、全国のオンラインの学習ツールはいろいろなものできているという話がありました。県内もそうですが、全国のオンラインの学習ツールを調べていただいて、全国、基礎的な勉強は同じなので、共有していけば、みんなが楽になると思います。全国での連携でそういうツールをみんなで共有していくという形を進めていただければと思います。働き方改革については、企業も同じで、有給5日の話もありますが、自動化、生産性を向上しないとなかなか休めないという中で、教育については、そういう言葉は適切ではないと思いますが、ICTを使った、学生は自ら学んで、テストを受け、自動集計されて、先生が評価してウィークポイントについて、お互い話をする。そんな形の仕組みを全国横断的に連携して考えていただければ良いと思いますので、よろしくお願いします。

義務教育課長

義務教育課です。全国的なオンライン学習システムについては、文部科学省で開発が進んでいます。学びの保障オンライン学習システム、名称メクビットは、コンピュータを用いたテストで全国の生徒が共通問題等にアクセスして、自分の学習状況や正答表を先生も含め把握できるシステムであり、熊本県も試行で何校か参加しています。そういうものを活用しながら、子どもの学びの保障に努めていきます。

西山委員

今の話ですと、全国一つのシステムをみんなで共有して、そこで集まっていくような話ですが、WEB動画やeラーニングを勉強して、勉強した後は、WEBテスト、MoodleやMaharaでテストを受けるとリモートで採点できるという、そんなシンプルなものが良いと思います。全国的に統一的に全国共通模試のような感じがしたのですが、他県のを熊本県でも使わせてもらって繰り返していくようなことをイメージしています。よろしくお願いします。

義務教育課長

文部科学省で開発しているものも必ずしもテストだけでなく、日々の学習の定着を日常的に見るようなものもあると聞いています。先生が指導に使えるようなものも用意されています。今年度の夏はテスト段階で早ければ来年から使えると聞いています。

木之内委員

働き方改革とICTの利用法というのは、先日の教育委員の全国大会でも、どこの県もまだ事例が少なく、基本的にはどう使うといいかは課題となっています。これは報告ですが、上手に使った事例は、県でも共有してほしいです。皆さんでも、全国的なものをモニターしてもらいながら、非常に有効な事例も分かれば、教育委員会でも教えていただくと、ヒントにもなります。ぜひ、お願いできたらと思います。

教育政策課長

各県とも、どういう風に活用していくことが良いのかは共有させていただきま。県としても教員のICT活用指導力をどう高めていくかという点では、全国共通の第3者機関による学校情報化認定制度を取り入れています。教育プランの中でも指標として位置付けていますが、一定レベル以上にあるところについては、

あるいは優良校や先進地域等、そういう指定も受けられるということです。全体の底上げを図って、熊本県のそれぞれの地域が一定レベル以上になる、一定の活用指導力を確保できるような取組みとなるよう進めていきます。

田浦委員

想像で話します。先生が單元ごとの復習をタブレットで問題を出して、正答率が低い部分について、夏休みの宿題で、生徒にさせるようなことをすると、教えている先生の感覚で、個別最適化というか自分の見ている生徒に何が足りないかを重点的に復習させられることができると思いますが、すでに取り組んでいますか。

義務教育課長

県の学力調査でも、1人1人の学習状況を把握していますので、個々に応じた課題を出していると認識しています。

教育長

よろしいですか。

教育長

本日予定されました議事については以上のとおりですが、その他で何かありますか。

教育長

はい。ありがとうございました。

引き続き今後ともよろしくお願いします。

6 次回開催日

教育長が次回の定例教育委員会は令和3年（2021年）9月7日（火）教育委員会室で開催することを確認した。開催時間は、午前9時30分から。

7 閉会

教育長が閉会を宣言した。午前11時30分。